

実際、削減されるとどうなるか 計算しよう！！ (実損額計算)

【月額】

基本給 _____ 円 × (独自削減率※① _____ % + 削減率※② _____ %) = _____ 円…A

※①市職労では、独自削減として来年の3月まで、新ライン（2007年度以降の採用者）の方は1.7%、旧ラインの方は、2.7%を削減されています。

※②今回の臨時特例法7.8%削減に伴う削減率は、②1・2級の方は、4.77%、3～6級の方は、7.77%となります。

【一時金】

基本給 _____ 円 × 9.77%※③ × 2.05月 = _____ 円…B

※③一時金の削減率については、一律9.77%となります。

【年間の実損額】

月額分A × 9ヶ月 + 一時金分B = 年間実損額 _____ 円

※国から提示されている削減実施期間は、月額分で2013年7月から2014年3月までの9ヶ月間。また、その間支払われる一時金は、12月支払分（6月分を除く）の2.05月分となります。

(計算例)

例1 基本給が222,000円（2級21号俸）で新ラインの場合

【月額】基本給222,000円 × (独自削減率1.7% + 削減率4.77%) = 14,363円①

【一時金】基本給222,000円 × 9.77% × 2.05月 = 44,463円②

≪年間の実損額≫

月額分① × 9ヶ月 + 一時金分② = 年間実損額 173,730円

例2 基本給が305,900円（4級22号俸）で旧ラインの場合

【月額】基本給305,900円 × (独自削減率2.7% + 削減率7.77%) = 32,027円①

【一時金】基本給305,900円 × 9.77% × 2.05月 = 61,267円②

≪年間の実損額≫

月額分① × 9ヶ月 + 一時金分② = 年間実損額 349,510円

この実損額を見て、みなさん、いつたかいますか??

今でしょ!!